

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

一	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）	1
二	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）	7
三	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）	9
四	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）	10
五	郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）	11
六	消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）	12
七	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）	13
八	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	14

改 正 案	現 行
（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業） 第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。） 第四条第二項第二号二に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（高齢者以外の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する居室において介護若しくは支援を受ける高齢者のみに係るものを除く。）とする。 一 五 （略） （登録の拒否に係る使用人） 第二条 法第八条第一項第七号及び第八号に規定する政令で定める使用人は、サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人とする。	（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業） 第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。） 第三条の二第二項第二号二に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（高齢者以外の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する居室において介護若しくは支援を受ける高齢者のみに係るものを除く。）とする。 一 五 （略） （高齢者向け優良賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助） 第二条 法第四十一条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。 一 地方住宅供給公社（以下「公社」という。）その他の国土交通省令で定める者が行う高齢者向け優良賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用（土地の取得及び造成に要する費用を除く。以下この号、第四条、第六条第一号、第七条第一号、第八条第一号及び第九条第一号において同じ。）に対して地方公共団体が補助する額（その額が建設に要する費用の三分の一に相当する額を超える場合においては、当該三分の一に相当する額）に二分の一を乗じて得た額 二 前号の国土交通省令で定める者が行う高齢者向け優良賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。以下同じ。）によるものについては、その整備に要する費用（既存の住宅その他の建物の取得並びに土地の取得及び造成に要する費用を除く。以下この号及び次号、第六条第二号、第七条第二号、第八条第二号並びに第九条第二号において同じ。）のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分及び入

居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの（以下「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用に對して地方公共団体が補助する額（その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額

三 第一号の国土交通省令で定める者以外の者が行う高齢者向け優良賃貸住宅の整備については、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用（建設による場合における加齢対応構造等である構造及び設備に係る費用については、加齢対応構造等である構造及び設備を有する賃貸住宅とするために追加的に必要となる費用に限る。以下この号において同じ。）に對して地方公共団体が補助する額（その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額

（高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助額）
第三條 法第四十三條第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、その所得が国土交通省令で定める基準以下の入居者に係る家賃の減額に要する費用に對して地方公共団体が補助する額（減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模その他の事項を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

（地方公共団体が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助）
第三條 法第四十五條第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う同項各号に掲げる基準に適合する賃

（地方公共団体が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助）
第四條 法第四十九條第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う同項各号に掲げる基準に適合する賃

貸住宅の建設に要する費用（土地の取得及び造成に要する費用を除く。第五条第一号、第六条第一号、第七条第一号及び第八条第一号において同じ。）の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（地方公共団体が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助）

第四条 法第四十五条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、その所得が国土交通省令で定める基準以下の入居者に係る家賃の減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模その他の事項を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

（独立行政法人都市再生機構が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る地方公共団体の負担）

第五条 法第四十七条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が地方公共団体に求めることができる負担金の額は、次に掲げる額を超えてはならない。

一 機構が行う法第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 機構が行う法第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。以下同じ。）によるものについては、その整備に要する費用（既存の住宅その他の建物の取得並びに土地の取得及び造成に要する費用を除く。次条第二号、第七条第二号及び第八条第二号において同じ。）のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの（以下「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

貸住宅の建設に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（地方公共団体が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助）

第五条 法第四十九条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、第三条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

（独立行政法人都市再生機構が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る地方公共団体の負担）

第六条 法第五十一条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が地方公共団体に求めることができる負担金の額は、次に掲げる額を超えてはならない。

一 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

三 前条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

（機構が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助）

第六条 法第四十七条第四項の規定による国の機構に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 機構が行う法第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 機構が行う法第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

三 第四条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

（地方住宅供給公社が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助）

第七条 法第四十八条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 地方住宅供給公社が行う法第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が建設に要する費用の三分の一に相当する額を超える場合においては、当該三分の一に相当する

三 第三条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

（機構が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助）

第七条 法第五十一条第四項の規定による国の機構に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

三 第三条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

（公社が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助）

第八条 法第五十二条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 公社が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が建設に要する費用の三分の一に相当する額を超える場合においては、当該三分の一に相当する額）に二分の

額)に二分の一を乗じて得た額

- 二 地方住宅供給公社が行う法第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用に対して地方公共団体が補助する額(その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額
- 三 第四条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用に対して地方公共団体が補助する額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額

(機構が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助)

第八条 法第四十九条第一項の規定による国の機構に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

- 一 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額
- 二 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

(機構が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助)

第九条 法第四十九条第二項の規定による国の機構に対する補助金の額は、第四条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところによ

一を乗じて得た額

- 二 公社が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用に対して地方公共団体が補助する額(その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額
- 三 第三条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用に対して地方公共団体が補助する額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額

(機構が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助)

第九条 法第五十三条第一項の規定による国の機構に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

- 一 機構が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額
- 二 機構が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅その他の建物の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等である構造及び設備並びに共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

(機構が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助)

第十条 法第五十三条第二項の規定による国の機構に対する補助金の額は、第三条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところによ

り算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

り算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

改 正 案	現 行
（市町村の長が特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととする場合における手続等） 第三条 都道府県知事は、法第十一条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の規定又は法第十三条の規定によりその権限に属する事務であつて、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市を除く。以下同じ。）が作成した地域住宅計画に記載された特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るもの（以下「特定優良賃貸住宅関係事務」という。）を当該市町村の長が行うこととする場合には、当該市町村の長が行うこととする特定優良賃貸住宅関係事務の内容を明らかにして、当該市町村の長が当該特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととするについて、あらかじめ当該市町村の長の同意を求めなければならない。 2 （略） 3 都道府県知事は、法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その内容を公示しなければならない。 4 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行ったときは、当該市町村の長は、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。 5 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定又は法第十三条の規定中当該特定優良賃貸住宅関係事務	（市町村の長が優良賃貸住宅関係事務を行うこととする場合における手続等） 第三条 都道府県知事は、法第十一条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の規定又は法第十三条の規定によりその権限に属する事務であつて、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市を除く。以下同じ。）が作成した地域住宅計画に記載された優良賃貸住宅整備事業に係るもの（以下「優良賃貸住宅関係事務」という。）を当該市町村の長が行うこととする場合には、当該市町村の長が行うこととする優良賃貸住宅関係事務の内容を明らかにして、当該市町村の長が当該優良賃貸住宅関係事務を行うこととするについて、あらかじめ当該市町村の長の同意を求めなければならない。 2 （略） 3 都道府県知事は、法第十一条の規定により優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その内容を公示しなければならない。 4 法第十一条の規定により優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行ったときは、当該市町村の長は、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。 5 法第十一条の規定により優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定又は法第十

務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村の長に関する規定として市町村の長に適用があるものとする。

三条の規定中当該優良賃貸住宅関係事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村の長に関する規定として市町村の長に適用があるものとする。

改 正 案	現 行
(住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等) 第一条の三 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。 一 九 (略) 十 沖縄において高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録事業を行う者 同項に規定する登録住宅(賃貸住宅であるものに限る。)に改良するための既存住宅の購入に必要な資金(当該既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。) 十一 (略) 二 四 (略)	(住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等) 第一条の三 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。 一 九 (略) 十 沖縄において高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十一条の認定を受けた者 同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に改良するための既存住宅の購入に必要な資金 十一 (略) 二 四 (略)

四 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案					現行				
別表（第三条、第七条関係）					別表（第三条、第七条関係）				
項	登記	申請情報	添付情報	用益権に関する登記	項	登記	申請情報	添付情報	用益権に関する登記
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	イ、ニ（略） ホ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条の定めがある賃借権の設定にあつては、同条の書面（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）		(略)	(略)	(略)	イ、ニ（略） ホ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十六条の定めがある賃借権の設定にあつては、同条の書面（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）	

五 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一〇二十一 （略） 二十二 削除 二十三〇三十六 （略） 2 （略）	（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一〇二十一 （略） 二十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第二項 二十三〇三十六 （略） 2 （略）

六 消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律） 第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇三十五（略） 三十六 削除 三十七〇四十（略）	（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律） 第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇三十五（略） 三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号） 三十七〇四十（略）

七 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（高齢者支援課の所掌事務） 第百十五条 高齢者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に規定する基本方針及び高齢者居住安定確保計画並びにサービス付き高齢者向け住宅事業に関すること。 七 （略）	（高齢者支援課の所掌事務） 第百十五条 高齢者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に規定する基本方針及び高齢者居住安定確保計画に関すること。 七 （略）

改 正 案	現 行
（住宅生産課の所掌事務） 第百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 （略） 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。第十七条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。 五 八 （略）	（住宅生産課の所掌事務） 第百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 （略） 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。第十七条及び第十八条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。 五 八 （略）